

大阪府消費者基本計画（第2期）について（案）

◆ 消費者基本計画（第1期）

- 第1章：計画策定について
【計画期間】5年間（平成27年4月～令和2年3月）
- 第2章：消費生活をめぐる現状と課題
- 第3章：消費者施策の基本的な考え方・理念
- 第4章：総合的、計画的に講ずべき施策の方向性
 - 基本目標Ⅰ 消費者の安全・安心の確保
 - 基本目標Ⅱ 消費者の自立への支援
 - 基本目標Ⅲ 消費者教育に関する計画的な施策の推進
 - 基本目標Ⅳ どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり
- 第5章：関係機関、団体との連携強化等
- 第6章：計画の推進体制と進行管理

◆ 新たな課題と必要な施策

- 2022年4月、成年年齢を引き下げる改正民法の施行
⇒若年者への消費者教育の充実
- 高齢化の更なる進展による高齢消費者被害の拡大、深刻化
⇒高齢者の見守りネットワークの構築
- 高度情報通信化の更なる進展に伴う取引形態の複雑化・多様化
⇒様々な媒体を活用した消費生活情報の提供、消費生活相談体制の充実
- 持続可能な開発目標（SDGs）の推進
⇒エシカル消費など持続可能な社会の形成に貢献する消費者行動の推進
- 改正出入国管理法の施行等国際化の進展
⇒外国人からの消費者相談や情報提供への対応

※・喫緊の課題に優先的に対応する、
・施策を計画的に実施し到達点を明確化するため
重点的な取組や数値目標の設定が必要

※国の第4期消費者基本計画（令和2年4月～5年間）との整合性の確保が必要

新たな
課題に
対応

◆ 消費者基本計画（第2期）答申案の主な内容

■ 消費者施策の基本的な考え方

○府、市町村、事業者、事業者団体、消費者（府民）、消費者団体がそれぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動を取り、互いに協力し合いながら、安全・安心な消費生活の実現、そのための「消費者市民社会」の構築をめざす。

■ 計画の性格

「消費者施策を計画的に推進するための基本計画」（大阪府消費者保護条例第8条）として「都道府県消費者教育推進計画」（消費者教育推進法第10条）の性格をあわせ持った、消費生活に関する総合的な計画として策定。

■ 計画期間 5年間（令和2年4月～令和6年3月）

■ 計画の推進体制

- 「大阪府消費者行政推進本部会議」（知事を本部長とし、全部局長で構成）を運営。
庁内関係部局との連携・協力により消費者行政を総合的・効果的に推進。
- 消費者庁と地方公共団体が意見交換する「近畿ブロック会議」や府と府内市町村で構成する「大阪府消費者行政連絡会議」等において、府の施策に関する意見交換や情報提供を実施。

■ 計画の進行管理

毎年度、検証結果を消費者保護審議会及び消費者教育推進地域協議会で報告するとともに、府ホームページにおいて広く府民に公表。

■ 消費者施策の方向性

基本目標Ⅰ：消費者の安全・安心の確保

⇒ 商品・役務の安全性の確保、消費者取引の適正化、消費者への情報提供等を実施。

◎ギャンブル等依存症に関する知識の普及

基本目標Ⅱ：消費者の自立への支援

⇒ 悪質商法の手口等必要な情報の提供や消費者教育、啓発等により自立した消費者を育成。持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を推進。

基本目標Ⅲ：消費者教育の推進

⇒ 自立した消費者を育成するため、ライフステージに応じた多様な場における消費者教育を推進。また、消費者教育の担い手の育成と活用を実施。◎成年年齢引き下げに伴う集中啓発事業

基本目標Ⅳ：消費生活相談体制の充実

⇒ 広域的で高度な案件に対応できる府の消費生活相談体制を充実。消費者に最も身近な存在である市町村の相談窓口の整備・充実。

◎外国人相談の実施（大阪府外国人情報センター）

■ 重点取組及びめざす数値の設定

喫緊の課題である「若年者への消費者教育の充実」と「高齢者の見守りネットワークの構築」に重点的に取り組む

【重点取組Ⅰ：府内すべての高等学校等において消費者教育を実施】

- ・めざす数値：「府内高等学校等における消費者教育教材を活用した消費者教育の実施率」
6%（H31.4） → 100%

【重点取組Ⅱ：府内すべての市町村に高齢者の見守りネットワーク（消費者安全確保協議会）が設置されるよう市町村の取組を支援】

- ・めざす数値：「消費者安全確保地域協議会を設置した市町村の数」 ※「府が支援した取組内容」
9市（H31.4） → 43市町村

■ 参考指標による動向の把握

【参考指標Ⅰ】：府・市町村センターにおける契約当事者の年代別件数と割合
（若年者及び高齢者の年齢区分の細分化⇒ より詳細なエビデンスを収集）

【参考指標Ⅱ】：地方消費者行政強化作戦2020「当面の政策目標」

◆ 策定スケジュール

